

第 1 問

以下の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

Xは、A市の市長であるYに対し、A市内において公衆浴場を営業することの許可申請をした。Yは、右営業を許可しない旨の通知をした（以下「本件不許可処分」という）。その理由は、右公衆浴場の設置場所が、公衆浴場法2条3項に基づき公衆浴場の設置場所の配置の基準を定めたB県公衆浴場法施行条例が規定する既設公衆浴場との配置間隔である「市の区域にあってはおおむね200メートル」の要件に適合しないため、公衆浴場法2条2項にいう設置場所が配置の適正を欠くというものである。

そこでXは、公衆浴場法およびB県公衆浴場法施行条例が規定する公衆浴場の距離制限は、職業選択の自由を保障する憲法22条1項に違反するとの理由で、本件不許可処分の取消しを求める訴えを提起することを考えている。

問 1 Xの立場で、上記距離制限が違憲であるという憲法論を展開するとすれば、どのように主張することができるか、答えなさい。 (配点：30点)

問 2 Yの立場で、上記距離制限が合憲であるという憲法論を展開するとすれば、どのように主張することができるか、問1で示されたXの主張に対する反論もふまえて、答えなさい。 (配点：30点)

(憲 法)

第 2 問

以下の 2 点について、説明しなさい。

問 1 「取材の自由」の憲法上の位置づけ (配点：20 点)

問 2 「部分社会の法理」 (配点：20 点)

問題訂正

第1問

誤

問題文

2行目 . . . 右営業を許可 . . .

3行目 . . . 右公衆浴場の . . .

正

問題文

2行目 . . . 当該営業を許可 . . .

3行目 . . . 当該公衆浴場の . . .